

わが家の耐震化で、補助金が受けられます!!

～木造1戸建て住宅の耐震改修支援事業を実施します～

地震による住宅の倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりの推進を図るため、市では平成15年度から行っている「木造住宅耐震診断支援事業」の一環として、木造住宅の「耐震改修支援事業」を実施します。

この事業は、補強の必要があると診断された住宅の耐震改修工事を行う方に、市が県の補助制度を活用して行うものです。

対象住宅

対象となる住宅は、①に該当し、②または③の判定が必要となります。

- ①市税(市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)を滞納していない方で、県木造住宅耐震診断マニュアルなどに基づいて耐震診断を行った結果、総合評点が0.7未満の住宅
- ②補強計画は、(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」などにより総合評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う住宅
- ③(社)山梨県建築士事務所協会などの建築物耐震診断・補強計画判定会による判定を受けたもの

耐震改修工事

- 基礎、柱、はり、筋かい(耐力壁)の補強または軽量化のための屋根の葺き替え工事などによる改修工事
- 補強計画策定費(一般耐震診断、補強設計)
- 増・改築工事及び耐震性を伴わないリフォームなどの工事は除く。

補助額 耐震改修工事費の1/2(限度額60万円)

締切日 12月27日(水)

申込・問合せ先 建築住宅課 建築担当

※耐震診断を受けていない方はご相談ください。

家のアスベスト調査を実施してみませんか

「民間住宅のアスベスト分析調査事業を実施します」

現在、肺がんや中皮種などアスベスト(石綿)が原因と見られる健康被害が全国的に波及し、新たな公害問題となっております。市では、アスベストによる市民の健康や環境不安に対処するため、また安心して暮らし続けることができるよう、市民の皆さんが実施されるアスベスト調査費用の一部について補助を行います。

★対象

市内に住所を有し、市税などを滞納していない方で、自らが居住している住宅、長屋共同住宅または店舗併用住宅

★補助額 10,000円

★締切日 12月27日(水)

農業委員会委員選挙人名簿 登録申請について

「農業委員会委員選挙人名簿」は、毎年1月1日現在の申請に基づいて登録されます。

この名簿に載っていないと投票もリコールの請求もできません。次の①～③のいずれかに該当する方は申請してください。

①市内に住所があり、10アール以上の農地について耕作の業務を営む満20歳以上(平成19年3月31日現在)の方

②前項の方と住所を同一にし、生計を共にしている同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方(平成19年3月31日現在満20歳以上)

③10アール以上の農地を耕作する農業生産法人の組合員または社員で年間60日以上耕作に従事している方(平成19年3月31日現在満20歳以上)

12月中旬に農業委員会より各農事組合に申請用紙を送付しますので、農事組合ごとに取りまとめ、1月10日(水)までに農業委員会に提出してください。なお、農事組合に加入されていない農家については、農業委員会、各地域コミュニティセンター、JAなどに備え付けてある申請用紙をご利用ください。

※市内で10アールに満たない農地を耕作し、他市町村の土地を権限(所有権、賃貸借権など)に基づき耕作している農家で、併せて10アールを超える場合には選挙権がありますので1月10日(水)までに農業委員会事務局まで申請してください。

問合せ先 農業委員会事務局